

様式第62（第46条及び第46条の3関係）

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 特許<br>印紙<br>( 円 )                                    | 審 判 請 求 書<br>(平成 年 月 日) |
| 特許庁長官 殿  |                         |
| 1 審判事件の表示  |                         |
| 2 請求項の数  |                         |
| 3 請求人<br>住所（居所）<br>(電話又はファクシミリの番号)<br>氏名（名称）<br>（国籍） |                         |
| 4 代理人<br>住所（居所）<br>(電話又はファクシミリの番号)<br>氏名（名称）         |                         |
| 5 被請求人<br>住所（居所）<br>氏名（名称）                           |                         |
| 6 請求の趣旨  |                         |
| 7 請求の理由  |                         |
| 8 証拠方法   |                         |
| 9 添付書類又は添付物件の目録                                      |                         |

〔備考〕

- 1 延長登録無効審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。
- 2 訂正審判を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。
- 3 「審判事件の表示」の欄には、「特許第○○○○○○○○号特許無効審判事件」、「特許第○○○○○○○○号延長登録無効審判事件」、「特許第○○○○○○○○号訂正審判事件」のように記載する。
- 4 特許無効審判を請求するときは、この様式中「請求項の数」とあるのは、「審判の請

求に係る請求項の数」とする。

- 5 「氏名（名称）」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 6 訂正審判を請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求するときは、「請求の趣旨」の欄は、第46条の3第1項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごと又は一群の請求項ごとの請求である旨を記載する。
- 7 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 特許無効審判を請求するときは、「1. 請求の理由の要約」、「2. 手続の経緯」、「3. 特許無効審判請求の根拠」、「4. 本件特許を無効にすべき理由」、「5. むすび」のように項目を設けて記載し、「3. 訂正事項」及び「4. 訂正の原因」の欄は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、第46条の3第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
  - ロ 延長登録無効審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 延長登録無効審判請求の概要」、「3. 本件延長登録を無効にすべき理由」、「4. むすび」のように項目を設けて記載する。
  - ハ 訂正審判を請求するときは、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正の理由」、「3. 訂正事項」、「4. 訂正の原因」のように項目を設けて記載する。
- 8 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
  - イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
  - ロ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
  - ハ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
- 9 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 10 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇-〇〇〇〇〇関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 11 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の

持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、「8 証拠方法」の欄の次に「9 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

12 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第56の備考8並びに様式第57の備考2と同様とする。

(改正……昭39通産令4、昭50通産令82、昭53通産令34、昭57通産令42、昭59通産令44、昭62通産令73、平2通産令41、平5通産令75、平7通産令57、平8通産令79、平9通産令117、平10通産令87、平11通産令14、平11通産令132、平12通産令357、平15経産令141、平16経産令28、平23経産令72)